

公益社団法人 日本栄養士会 栄養ケア・ステーション認定制度規則

(抜 粋)

(機能強化型認定要件の事業者要件)

第8条の3 機能強化型認定栄養ケア・ステーションの事業者は、次の各号の一に於てはまるものであること。

- (1) 管理栄養士又は管理栄養士が代表者たる法人（ただし、主たる事業が、栄養の指導及び管理並びに教育に関する役務の提供であること。）
- (2) 個人又は法人が設置する医療機関
- (3) 公益社団法人日本医師会、都道府県医師会、群市区等医師会（ただし、一般社団法人又は公益社団法人であるもの。権利能力なき社団を含む。）
- (4) 介護事業所（ただし、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、栄養管理体制加算等の栄養関係加算の対象事業所に限る。）を設置することを主たる事業とする法人
- (5) その他、前各号に準ずる法人（ただし、主たる事業が、栄養の指導及び管理並びに教育に関する役務の提供であること。）であつて認定委員会において特に認めるもの

(機能強化型認定要件の責任者要件)

第8条の4 機能強化型認定栄養ケア・ステーションの責任者は以下の各号を満たす者であること。

- (1) 医療又は介護の栄養管理等の実務経験が通算して5年以上あること